

別表 令和8年度における森林整備事業等競争入札参加資格者ポイントの採点事項及び配点表

採点項目		採点事項	配点	
業務成績	平均評定点	受注した森林整備事業等のうち、令和5年1月1日から令和7年12月31までの間(過去3年間)に完成検査を行い、業務成績の評定が行われたものの各年における評定の点数の平均点。	(100点満点)	
		受注した実績があるもの	平均評定点のとおり	
入札参加回数		受注した実績がないもの	他の有資格者の対象期間の平均評定点の平均点と最低点を合計して2で除した点数	
		応札した実績がないもの	他の有資格者の対象期間の平均評定点の最低点から10点を減じた点数	
入札参加回数		森林整備事業等のうち、令和5年1月1日から令和7年12月31までの間(過去3年間)に完成検査を行い、業務成績の評定が行われたものの入札(見積合わせも含む)に参加した回数に応じて加点する。 ただし、辞退又は欠席した入札については、加点対象外とする。	入札参加回数×1点 (上限20点)	
		業務成績 計	120点満点	
加点事項	ISO等の認証	令和7年12月末において、鳥取県版環境管理システム規格(Ⅰ種に限る。)、国際標準化機構が定めた規格であるISO9001、ISO14001、鳥取県男女共同参画推進企業、鳥取県家庭教育推進協力企業、障がい者雇用事業主(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に規定する雇用率以上の障がい者を雇用している事業者)の認証のいずれかを取得していること。	+5点	
		認定事業体の認定	+10点	
		林退共等への加入	+5点	
	林業労働安全の向上に関する取組	令和7年1月1日から12月31までの間において安全大会、リスクアセスメント講習等に1名以上が参加していること。 ただし、自社で研修を開催する場合は、外部からの講師を招き実施していることを要件とする(外部講師のオンライン参加も可とするが、単なるビデオ視聴等は不可。)。 なお、同一の研修に複数名が参加した場合も、参加回数は1回とカウントするものとする。	参加回数×5点 (上限+10点)	
		令和7年1月1日から12月31までの間において、技能講習、特別教育、安全衛生教育等を1名以上が受講していること(研修等については鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業のうち安全衛生技能向上支援事業で対象としているもの及び「労働災害の防止のための業務に従事するものに対する能力向上教育に関する指針」(平成元年5月22日能力向上教育指針公示第1号)のうち安全管理管理者能力向上教育(定期又は随時)、安全衛生推進者能力向上教育(初任時)、林業架線作業主任者能力向上教育(定期又は随時)に限る。)	+5点	
		令和7年1月1日から12月31までの間において、県、市町村、森林組合連合会等又は複数事業体(複数事業体が共同で行う場合は外部からの講師を招き実施していること)が開催する人権問題研修を1名以上が受講していること(外部講師のオンライン参加も可とするが、単なるビデオ視聴は不可。)	+5点	
		令和7年1月1日から12月31までの間において、1名以上が振動障害特殊健康診断を行っていること(ただし、費用を事業体が一部、又は全額負担していること。)	+5点	
		令和7年1月1日から12月31までの間において、1名以上が蜂アレルギー抗体検査を行っていること(ただし、費用を事業体が一部、又は全額負担していること。)	+5点	
		その他加点事項計	50点満点	
		加点事項の合計点	170点満点	
減点事項	障がい者の雇用義務違反	令和7年6月1日現在において、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者の雇用義務を達成していない。	-5点	
	資格停止措置	令和7年において、鳥取県指名競争入札参加資格者停止措置要綱に基づき知事が入札参加制限又は資格停止措置を受けた。	(累積期間で)	
		1ヶ月未満	-10点	
		1ヶ月以上3ヶ月未満	-20点	
		3ヶ月以上5ヶ月未満	-30点	
		5ヶ月以上	-50点	